

経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和3年12月27日の建設業法施行規則改正に係る再審査申立用)

令和3年度

千葉県

注意事項

この説明書は、令和3年12月27日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

目次

| | |
|--|----|
| 令和3年12月の経営事項審査制度の改正について | 1 |
| 第1 審査基準改正に伴う再審査の実施 | |
| 1 再審査の実施 | 2 |
| 第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法 | |
| 1 経営規模等評価再審査申立方法 | 3 |
| 2 手数料及び納入方法 | 4 |
| 3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 | 5 |
| 4 申請書類の作成方法 | 6 |
| 記載例等 | 7 |
| 第3 参考 | |
| 1 建設業関連法令等(抜粋) | 17 |
| 2 告示別表第18(CPD認定団体) | 18 |

令和3年12月の建設業法施行規則の改正について

令和3年12月の建設業法施行規則の改正に伴う、経営事項審査制度に係る再審査対象事項は以下のとおりです。

1.知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況の技能レベル向上に関して

令和3年6月16日以降に経営規模等評価の申請を行った建設業者であって、経営規模等評価の申請をする日の直前の事業年度終了の日以前に当該建設業者の雇用する建設技能者が能力評価基準による評価を受けていたものの、当該申請の際に、「技術的能力」及び「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」に係る審査に必要な、能力評価の結果を証する書面等の写しを提出できなかった者が対象となります。

第 1 建設業法施行規則改正に伴う再審査の実施

1 再審査の実施

建設業法施行規則が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である令和3年12月27日から令和4年4月26日までの間に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。

2 再審査の注意事項

- ・ 改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・ 再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・ 結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・ 既に改正後に受審済みの場合、再審査はできません。

例：基準日が令和3年10月末だが、令和3年12月27日に受審済み。

第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送のみ

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 契約・審査班 宛て

(2) 申請期限

令和3年12月27日から令和4年4月26日（午後5時）必着

※再審査の内容に補正があった場合、補正の申請の最終受付も上記期限となりますのでご注意ください。

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

| 申請書類到達日 | | | 結果通知書発送予定日 |
|------------|---|------------|------------|
| 令和3年12月27日 | ～ | 令和3年12月28日 | 令和4年1月31日 |
| 令和4年1月4日 | ～ | 令和4年1月15日 | 令和4年2月15日 |
| 令和4年1月18日 | ～ | 令和4年1月29日 | 令和4年2月26日 |
| 令和4年2月1日 | ～ | 令和4年2月15日 | 令和4年3月15日 |
| 令和4年2月16日 | ～ | 令和4年2月26日 | 令和4年3月31日 |
| 令和4年3月1日 | ～ | 令和4年3月15日 | 令和4年4月15日 |
| 令和4年3月16日 | ～ | 令和4年3月31日 | 令和4年4月30日 |
| 令和4年4月1日 | ～ | 令和4年4月14日 | 令和4年5月13日 |
| 令和4年4月15日 | ～ | 令和4年4月26日 | 令和4年5月31日 |

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外（提示書類等）は、写し（コピー等）を提出してください。
（審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。）
- ・受付が完了した副本（申請者控え）等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出することにより無料となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keijikou/index.html>)

※記載例は本説明書 16 頁を参照

3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- 申請書（正副2部作成）
 - ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）
 - ・ 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002帳票）
 - ・ その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
 - ・ 技術職員名簿（20005帳票）
 - ・ 様式第4号、第5号（必要に応じて提出）
 - ・ 経営規模等評価申請等提出票（県独自様式）
- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し（1部）
- 総合評定値通知手数料減免申請書（1部）
 - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
 - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
- 行政書士等への委任状及び郵送依頼書等（1部）・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。
- 返信用封筒（切手不要）

【提示書類】（全て写し）

- 改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等
 - ※以下①以外の改正項目は再審査により加点となる内容ではないため省略
 - ①知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取り組みの状況（W10）に係る改正
 - ※本説明書9頁を参照。
- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
 - ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
 - ・ 経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。

4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～③以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

① 『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』(20001帳票)

※本説明書7頁参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和3年12月27日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

② 『その他の審査項目(社会性等)』(20004帳票)

※本説明書12頁参照。

・知識及び技術又は技能向上に関する取り組みの状況

再審査の対象となる職員がいる場合、記入。

③ 『技術職員名簿』(20005帳票)

対象者がいる場合、記入する。

④ 『技能者名簿』(様式第5号)

対象者がいる場合、記入する。

※本説明書13、14頁参照。

様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

~~経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書~~

(用紙A4)
20001

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。(押印の要否は行政書士法に従ってください。)なお、申請者の押印は不要です。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~建設業法第27条の26第9項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉市中央区出洲港1-1-1
行政書士 下総大地

職印

地方整備局長
北総開発局長
千葉県 知事 殿

申請者

千葉市中央区市場町1-1-1
経審建設工業 株式会社
代表取締役 経審 太郎

記名をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 土木事務所コード整理番号 |
|---------|----|----------------|--------------|
| 申請年月日 | 01 | 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇-〇〇〇〇〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----|-------------|----|--------------------------|----|---|--------|---|----|----|---|----|---|----|---|
| 申請時 許可番号 | 02 | 大臣 知事コード | 12 | 許可 種別 | 23 | 第 | 987654 | 号 | 令和 | 01 | 年 | 04 | 月 | 15 | 日 |
| 前回の申請時 許可番号 | 03 | 大臣 知事コード | 〇〇 | 国土交通大臣 知事許可(一般- 特) | 〇〇 | 第 | 〇〇〇〇〇〇 | 号 | 平成 | 〇〇 | 年 | 〇〇 | 月 | 〇〇 | 日 |
| 審査基準日 | 04 | 令和 | 02 | 年 | 05 | 月 | 31 | 日 | | | | | | | |

申請時点での
許可番号及び
許可年月日を
記入。

再審査の場合
は、『4』を記入。

| | | | | | | |
|-----------------------|----|--------------------|--------|--------------|------|----------------|
| 申請等の区分 | 05 | 4 | | | | |
| 処理の区分 | 06 | 00 | | | | |
| 資本金額 又は出資総額 | 07 | 1 | (1.法人) | 〇〇〇〇 | (千円) | 12345678900000 |
| 商号又は名称 のフリガナ | 08 | ケイシンケンセツ ツコウギョウ | | | | |
| 商号又は名称 | 09 | 経審建設工業(株) | | | | |
| 代表者又は個人の氏名 のフリガナ | 10 | ケイシン タロウ | | | | |
| 代表者又は 個人の氏名 | 11 | 経審 太郎 | | | | |
| 主たる営業所の所在地 市区町村コード | 12 | 12101 | | | | |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | 市場町1-1 | | | | |
| 郵便番号 | 14 | 260-0855 | 電話番号 | 043-223-3116 | | |
| 許可を受けている 建設業 | 15 | 2221211 | | | | |
| 経営規模等評価等 対象建設業 | 16 | 99999 | | | | |

申請時点での商号名称、代表
者及び所在地を記入。

(1.一般)
(2.特定)

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 13 (千円) 2 (1. 基準決算) 2. 2期平均

| | |
|----------|--------------|
| 基準決算 | 1 2 3 (千円) |
| 直前の審査基準日 | 3 4 5 6 (千円) |

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

| 審査対象事業年度 | 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 |
|----------------------|--------------------|
| 営業利益 1 2 3 (千円) | 営業利益 7 8 9 (千円) |
| 減価償却実施額 1 2 4 5 (千円) | 減価償却実施額 2 5 6 (千円) |

技術職員数 1 9 3 5 3 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 0 0 0 0 経営状況分析を受けた機関の名称 ○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日(知事印の上に記載されている日付)を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

| | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 審査結果の通知番号 第 01-00001 号 | 審査結果の通知の年月日 令和2年 7月 12日 |
| 再審査を求める事項 令和3年4月1日施行の改正に係る事項 | 再審査を求める理由 制度改正のため |

再審査を求める事項は、「令和3年4月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求める理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先

所属等 _____

氏名 _____

電話番号 _____

ファックス番号 _____

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
(W10) の提示資料及び記載例について

いずれの資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① 項番 61 C P D 単位取得数

C P D 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した C P D 単位の合計数となります。

【確認資料】 令和 3 年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げる C P D 認定団体発行の証明書 (写し) ※「告示別表第 18」は本説明書 18 頁参照。

② 項番 61 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外に C P D 単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証 (写し) ・合格証 (写し) 及び基準日現在の常勤性が確認できる資料 (写し)

※常勤性の確認資料は「別紙 2 技術職員名簿」(20005) の必要資料と同じ。

③ 項番 62 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】 審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写し）

④ 項番 62 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】 技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（写し）

※常勤性の確認資料は「別紙2 技術職員名簿」（20005）の必要資料と同じ。

⑤ 項番 62 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】 審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写し）

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名 | 生年月日 | 審査基準日現在の満年齢 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 業種コード | 有資格区分コード | 講習受講 | 監理技術者資格者証交付番号 | CPD単位取得数 |
|----|-------|---|--------------|-------------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|---------------|----------|
| 1 | | 千葉 一郎 | 昭和61年 10月 1日 | 31 | 8 2 | 0 1 | 1 1 3 | 1 | 1 3 | 1 1 3 | 第〇〇〇号 | 28 |
| 2 | ○ | 船橋 太郎 | 昭和57年 10月 2日 | 34 | 8 2 | 0 1 | 0 0 2 | 2 | | | | |
| 3 | | 松戸 五郎 | 昭和23年 3月 2日 | 69 | 8 2 | 0 1 | 2 1 4 | 2 | 0 9 | 1 2 9 | 第〇〇〇号 | 30 |
| 4 | | <p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、 48 (単位) ÷ 50 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8 6 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、 7 これを切り捨て「28」となる。</p> | | | | | | | | | | |
| 8 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 9 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 10 | | <p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、 18 (単位) ÷ 12 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0 12 しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。</p> | | | | | | | | | | |
| 13 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 14 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 15 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 16 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 17 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 18 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 19 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 20 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 21 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 22 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 23 | | <p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。 ● 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。 ● 単位の認定団体は、各人1団体まで。 | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 29 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |
| 30 | | | 年 月 日 | | 8 2 | | | | | | | |

技能者名簿

| 通番 | 氏名 | 生年月日 | 評価日 | レベル 向上の有無 | 控除対象 |
|----|-------|------------|------------|--------------|-------|
| 1 | 三島 習作 | 平成10年2月3日 | 2020年1月1日 | → ○ | |
| 2 | 流 竜馬 | 平成7年12月9日 | | | |
| 3 | 馬場 花音 | 平成5年10月23日 | 2016年8月31日 | → | ○ |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | 3 (人) | | 1 (人) | 1 (人) |

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

【その他留意事項】

- 認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベルとして審査。
(期間中にレベルとなったものはレベル向上対象とはならない)

記載要領

項番 62 技能者数

項番 62 技能レベル向上者数

項番 62 控除対象者数

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号子又は同条第四号子に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

経営規模等評価申請等提出票

| 申請等の区分 (該当するものに○印) | |
|-----------------------|---|
| | 経営規模等評価申請及び総合評定値請求 |
| | 経営規模等評価申請 |
| | 総合評定値請求 |
| | 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求 |
| | 経営規模等評価再審査申立 |
| ○を記入すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> 経営規模等評価再審査申立(制度改正)及び総合評定値請求 |
| | 経営規模等評価再審査申立(制度改正) |

| | |
|---|---------------------------------------|
| 許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small> | 国土交通大臣 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号 |
| 商号又は名称 | ○○○(株) |
| 審査基準日 | 平成/令和○○年○○月○○日 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--|------|--|-------|-------|------|------|------|------|--------------|
| 経営規模等 評価等対象 建設業 <small>(該当するものに○印)</small> | <input checked="" type="checkbox"/> 土木 | 建築 | 大工 | 左官 | とび・土工 | 石 | 屋根 | 電気 | 管 | タイル・れんが・ブロック |
| | 鋼構造物 | 鉄筋 | <input checked="" type="checkbox"/> ぼ装 | しゅんせつ | 板金 | ガラス | 塗装 | 防水 | 内装仕上 | 機械器具設置 |
| | 熱絶縁 | 電気通信 | 造園 | さく井 | 建具 | 水道施設 | 消防施設 | 清掃施設 | 解体 | |

| | | |
|--|---------------------------------------|----------------------------|
| 完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small> | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
|--|---------------------------------------|----------------------------|

| | |
|---------------------|------|
| 行政庁側記入欄 | |
| 事務所 コード | 整理番号 |
| □□ — □□□□□□ | |
| (旧) □□ — □□□□□□ | |
| (受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日 | |

| |
|-----|
| 受付印 |
|-----|

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) 経審建設工業 (株)

押印は不要
です!

(代表者職氏名) 代表取締役 経審 太郎

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

1 総合評定値通知手数料の額

経審を申請する
業種数を記入

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数 (4 種類) を乗じて得た額との合計額

合計 1,200 円

記載する金額は、以下の計算方法により算出する。

2 免除申請額

400円 + (申請業種数 × 200円)

1,200 円

3 理由

令和3年4月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

第3 参考

1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営規模等評価再審査

① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

2 告示別表第 1 8

| | |
|-------------------------|----|
| 公益社団法人空気調和・衛生工学会 | 50 |
| 一般財団法人建設業振興基金 | 12 |
| 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 | 50 |
| 一般社団法人交通工学研究会 | 50 |
| 公益社団法人地盤工学会 | 50 |
| 公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター | 20 |
| 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 | 50 |
| 一般社団法人全国測量設計業協会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会 | 20 |
| 一般社団法人全日本建設技術協会 | 25 |
| 土質・地質技術者生涯学習協議会 | 50 |
| 公益社団法人土木学会 | 50 |
| 一般社団法人日本環境アセスメント協会 | 50 |
| 公益社団法人日本技術士会 | 50 |
| 公益社団法人日本建築士会連合会 | 12 |
| 公益社団法人日本造園学会 | 50 |
| 公益社団法人日本都市計画学会 | 50 |
| 公益社団法人農業農村工学会 | 50 |
| 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 | 12 |
| 公益社団法人日本建築家協会 | 12 |
| 一般社団法人日本建設業連合会 | 12 |
| 一般社団法人日本建築学会 | 12 |
| 一般社団法人建築設備技術者協会 | 12 |
| 一般社団法人電気設備学会 | 12 |
| 一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会 | 12 |
| 公益財団法人建築技術教育普及センター | 12 |
| 一般社団法人日本建築構造技術者協会 | 12 |

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書
(令和3年12月27日の建設業法施行規則改正に係る再審査申立用)

千葉県 県土整備部建設・不動産課 契約・審査班

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-225-4012

Eメール kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>
